



2019年5月20日

各 位

会社名 イフジ産業株式会社
代表者名 代表取締役社長 藤井 宗徳
(コード番号：2924：東証第1部・福証)
問合せ先 取締役総務部長 原 敬
(TEL 092-938-4561)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2019年5月20日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を、2019年6月26日開催予定の当社第47期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

1. 定款一部変更の件

(1) 変更の理由

- ①株主総会及び取締役会の運営に柔軟性を持たせるため、株主総会及び取締役会の招集権者及び議長を取締役社長から、あらかじめ取締役会が定めた取締役に変更するものであります。
(変更案第15条、第24条)
- ①取締役の経営責任を明確にし、コーポレート・ガバナンスを一層強化するとともに、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築するため、取締役の任期を2年から1年に短縮するものであります。これに伴い、取締役の任期の調整に関する規定を削除するものであります。
(変更案第22条)
- ③資本政策及び配当政策を機動的に遂行することが可能となるよう、剰余金の配当等の決定を会社法第459条第1項各号に定める事項について取締役会が定めることができるようにするものであります。
(変更案第46条)

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第1条～第14条 (条文省略)	第1条～第14条 (現行どおり)
(招集権者および議長) 第15条 株主総会は、 <u>取締役社長</u> がこれを招集し、その議長となる。	(招集権者および議長) 第15条 株主総会は、 <u>取締役会の決議に基づき、あらかじめ取締役会において定めた順序により取締役</u> がこれを招集し、その議長となる。
<u>2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</u>	(削除)
第16条～第21条 (条文省略)	第16条～第21条 (現行どおり)

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>(任期)</p> <p>第 22 条 取締役の任期は、選任後<u>2</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、<u>在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>第 23 条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第 24 条 取締役会は法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2 <u>取締役社長に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</u></p> <p>第 25 条～第 45 条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>第 46 条～第 47 条 (条文省略)</p>	<p>(任期)</p> <p>第 22 条 取締役の任期は、選任後<u>1</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(削 除)</p> <p>第 23 条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第 24 条 取締役会は法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会の決議に基づき、あらかじめ取締役会において定めた順序により取締役がこれを招集し、議長となる。</u></p> <p>(削 除)</p> <p>第 24 条～第 45 条 (現行どおり)</p> <p>(剰余金の配当等の決定機関)</p> <p>第 46 条 <u>当社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会決議によって定めることができる。</u></p> <p>第 47 条～第 48 条 (現行どおり)</p>

(3) 日 程

定款変更のための株主総会開催日 2019年6月26日(水)

定款変更の効力発生日 2019年6月26日(水)

以 上